

名古屋市告示第 489号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 9 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
一般社団法人愛知県計量連合会  
名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入  
計量法（平成 4 年法律第51号）第20条第 1 項の規定による指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和 7 年 9 月 24 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和 7 年 9 月 24 日

名古屋市経済局産業労働部産業企画課